

事務連絡
令和5年6月9日

事業主 殿

倉庫業健康保険組合

「被保険者賞与支払届」提出のお願いについて

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、組合の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について夏季賞与の支給が予定されている事業所におかれましては、原則として賞与支給日から5日以内に「被保険者賞与支払届」の提出が必要です。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、夏季賞与を支給する事業所におかれましては、賞与支給後、早期に届出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出方法

次の(1)～(3)のいずれかの方法で提出ください。

(1) 「書面（紙媒体）」による提出

「被保険者賞与支払届」を組合へ送付ください。

(2) 「電子媒体」による提出

日本年金機構が提供している「届書作成プログラム」を利用し作成した届出ファイルを格納した電子媒体（CD 又は DVD）に、「電子媒体届書総括表（紙）」を添付して組合へ送付ください。

(3) 電子申請による提出

「被保険者賞与支払届」の届出については電子申請での提出が可能ですので、積極的にご利用ください。

特定法人（資本金1億円を超える事業所等）における「賞与支払届」の届出については、電子申請による届出が義務化されておりますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、電子申請環境が整っていない事業所におきましては、書面または電子媒体による方法で提出ください。

2. 夏季賞与の支給予定がない場合の取扱いについて

夏季賞与の支給予定がない事業所におきましては、「健康保険 賞与不支給報告書」を提出ください。

なお、「健康保険 賞与不支給報告書」につきましては電子申請に対応していないため、紙媒体で提出いただきますようお願いいたします。

3. 留意事項

- 「被保険者 賞与支払届」・「健康保険 賞与不支給報告書」は組合ホームページよりダウンロードして使用ください。
- 各年金事務所より送付される届出用紙の(写)を健保分として提出されても受付いたします。
- 産前産後休業中・育児休業中の方についても賞与の支給があった場合は、届出が必要となりますので、届出漏れのないようご注意ください。
- 同月中に2回以上の賞与支払いがある場合は、その月の最後の支払日で合算した額で届出ください。
- 「被保険者賞与支払届総括表」につきましては、令和3年4月1日提出分より、廃止しておりますので提出は不要です。

お問い合わせ先：適用徴収課 (☎03-3642-8436)